



流行前に早めの対策

インフルエンザの予防接種を受けましょう

※新型コロナウイルスワクチンとの接種間隔は前後2週間あけてください。また、同時に接種することはできません。

	乳幼児インフルエンザワクチン	高齢者インフルエンザワクチン
対象期間	10月15日(金)～令和4年1月31日(月)	
対象者	接種日当日に市内に住民登録がある平成27年4月2日以降に生まれた人	接種日当日に市内に住民登録がある①または②に該当する人 ① 65歳以上の人 ② 60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能不全またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいや身体障害者手帳1級相当の人
持ち物	健康保険証・母子健康手帳	健康保険証
接種方法	市内の医療機関 予防接種を希望する医療機関に直接予約してください。 【助成額】 1回 1,500円 ※医療機関窓口で費用から助成額を差し引きます。(申請不要) ※対象期間中に2回まで助成します。	予防接種を希望する医療機関に直接予約してください。 【自己負担額】 2,000円 ※自己負担額は市の助成金(2,356円)を差し引いた金額です。医療機関窓口で自己負担額をお支払いください。(申請不要) ※対象期間中に1回のみ助成します。
	市外の医療機関 市外で予防接種を受けた場合、申請により接種費用と助成額のいずれか低い方の額を振り込みます。 【助成額】 1回上限 1,500円(2回まで) 【申請に必要なもの】 ○予防接種を受けたことがわかる領収書 ○通帳(振込先が分かるもの) 【申請書提出期限】 令和4年2月28日(月)	接種する日の一週間前までに健康推進課にご連絡ください。 【自己負担額】 2,000円 ・市外の医療機関で接種する場合は、予診票をお渡しします。 ・県外で接種を希望する場合は、医療機関宛ての依頼書を発行します。申請により、接種費用から自己負担額を除いた額と上限額(2,356円)のいずれか低い方の額を振り込みます。

◆市内実施医療機関一覧表 (50音順)

医療機関名	乳幼児	高齢者	医療機関名	乳幼児	高齢者	医療機関名	乳幼児	高齢者
青木整形外科		○	金丸脳脊椎外科クリニック		○	たにぐち皮フ科		○
あきやま腎泌尿器科		○	亀田クリニック		○	中産婦人科緑ヶ丘クリニック	○	○
アクアクリニック伊賀	○	○	河合診療所	○	○	梨ノ木診療所	○	○
浅野整形外科内科		○	川原田内科		○	西田整形外科医院		○
あずまクリニック		○	紀平医院		○	はくほうクリニック		○
あずま診療所		○	黒田クリニック	○	○	ひらい小児科クリニック	○	○
阿波診療所	○	○	佐々木内科		○	広瀬医院		○
伊藤医院		○	佐那具医院		○	まちしクリニック	○	○
いまむら整形外科		○	嶋地医院		○	松本胃腸内科		○
上野こどもクリニック	○	○	しみずハートクリニック		○	宮本医院		○
上野総合市民病院	○	○	しもむら整形外科		○	森川病院	○	○
馬岡医院		○	城医院	○	○	森田クリニック		○
おおすみ整形外科		○	滝井医院	○	○	ゆめが丘クリニック	○	○
大西医院		○	竹沢医院		○	ゆめこどもクリニック伊賀	○	
おおのクリニック		○	竹沢内科歯科医院		○	吉村クリニック		○
岡波総合病院	○	○	竹代クリニック		○			



乳幼児



高齢者

【問い合わせ】 健康推進課

☎ 22-9653 FAX 22-9666 ✉ kenkousuishin@city.iga.lg.jp

トピックス

知っていますか 年金のこと 国民年金のはなし

障害基礎年金をご存じですか

国民年金加入中または20歳になる前の病气やけがなどで、法令に定められている障害等級の1級または2級の障がいの状態になった場合、請求をすることで障害基礎年金が受け取れます。

※身体障害者手帳の等級とは異なりますので、注意してください。

◆令和3年4月分からの年金額(定額)

- 1級：976,125円
- 2級：780,900円

障害基礎年金の受給権者が受給権を得たときや、得た後、その人によって生計を維持される子ども^{*1}がいる場合、子どもの人数によって加算があります。

*1：18歳になる年度の末日までの子または障害等級1級・2級の障がいの状態にある20歳未満の子

◆対象者

次のいずれかに当てはまる人

- 国内に住所があり、初診日(病气やけがで初めて医師の診療を受けた日)に国民年金の被保険者の人または国民年金の被保険者であった65歳未満の人(老齢基礎年金を

繰り上げて受給している人は除く。)で、初診日の属する月の前々月までの全被保険者期間に3分の2以上の保険料を納めた期間(保険料免除期間、若年者納付猶予期間、学生納付特例期間を含む)があるか、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料未納期間がない人。

○20歳になる前に初診日があり、障害認定日^{*2}に法令で定められている障害等級表の1級または2級の障がいの状態になった人、または障害認定日に該当しなかった人が65歳になる前日までに該当するようになった人。

※20歳になる前の傷病で障害基礎年金を請求する場合、納付要件は問われませんが、本人の所得制限があります。

*2：障がいの状態を定める日のこと。原則、病气やけがにより初めて医師の診療を受けた日から1年6カ月を経過した日、または1年6カ月以内に症状が固定した日を行います。



【申込先・問い合わせ】

- 保険年金課 22・9659
- 各支所住民福祉課
- 津年金事務所 059・228・9112

FAX 26・0151

✉ hoken@city.igaki.jp

社会保険料(国民年金保険料)

控除証明書が発行されます

1月1日から12月31日までに納付した国民年金保険料は、所得税と住民税の申告の際、全額が社会保険料控除の対象となります。

この控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が必要です。年末調整や確定申告の際には、必ずこの証明書または領収書を添付してください。

◆社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書の送付時期

○1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した人
には、11月上旬に日本年金機構から送付予定です。

○10月1日から12月31日までの間に、国民年金保険料を今年初めて納付した人には令和4年2月上旬に送付予定です。

なお、家族の国民年金保険料を納付した場合も、納付した本人の社会保険料控除に加えることがで

きますので、家族宛てに送られた控除証明書を添付の上、確定申告してください。

※社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の照会は、ねんきん加入者ダイヤルにお問い合わせください。

☎0570・003・004

